

市民の皆さまへお願いとお知らせ

4月16日、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象区域を全都道府県に拡大すると表明しました。

本市ではこれまでに「八幡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を設置し、京都府および保健所と連携をとりながら、正確な情報の提供と感染拡大防止に努めてまいりました。

今後は国・府等の方針に準拠して、期間中（4月17日～5月6日）の市施設、事業の休・中止等の対策を実行してまいります。

市民の皆さまにおかれましては、引き続き不要不急の外出を自粛していただきますようお願いいたします。

また、正しい手洗いやマスク着用などの咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。

しばらくの間、市民や事業者の皆さまにご不便をおかけいたしますが、京都府内や八幡市内での最悪の事態発生を防ぐための措置でございますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

市といたしましては、必要以上に市民の皆さまの不安が募ることがないように、引き続き、正確な情報発信に努めてまいります。

八幡市長 堀口 文昭